

平成30年 9月25日 開 会

平成30年第5回

農 業 委 員 会 会 議 録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録 (平成30年 第5回)	
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 つるぎ町農業構造改善センター
開 会 時 間	平成30年 9月25日 (火) 午後13時30分
閉 会 時 間	平成30年 9月25日 (火) 午後13時50分

出席及び欠席委員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長 (2 番)	坂本 誠治	○		委 員 (7 番)	丸本 昭		○
職務代理 (8 番)	堀部 勝博	○		委 員 (9 番)	藤村 晃	○	
委 員 (1 番)	三反田 哲雄	○		委 員 (10 番)	小栗 利文	○	
委 員 (3 番)	岡本 伸清	○		委 員 (11 番)	桑平 稔	○	
委 員 (4 番)	浅川 虎夫	○		委 員 (12 番)	松岡 和夫	○	
委 員 (5 番)	塩田 勇	○		委 員 (13 番)	小倉 正	○	
委 員 (6 番)	柴田 純二	○		委 員 (14 番)	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	5 番 塩田 勇	1 2 番 松岡 和夫
---------	----------	-------------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 宮本 雅章 つるぎ町農林課 榎地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

付 議 案 件

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について

日 程 第 3 その他

会 議 の 経 過

事務局長 それでは、皆様おそろいのようなので、ただいまから平成30年第5回農業委員会を始めさせていただきます。

本日、1名の委員さんが欠席であります、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

議 長 一言、ご挨拶を申し上げます。

朝夕肌寒さを感じる今日この頃ですが、委員の皆様におかれましては、お元気なお姿を拝見いたしましてひと安心しております。

また、先般、総会のご案内を差し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして、本会議が開催できますこと厚くお礼申し上げます。

さて、7月から9月上旬にかけて、全国各地に、台風や記録的な豪雨によりまして、多くの死傷者や浸水の被害が出ております。幸いにも本町におきましては、特に大きな災害等の報告はありませんが、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。また、8月末に行いました農地パトロールにおきましては、お忙しい中又、たいへんお暑い中ご苦労様でした。農地の利用状況調査と兼ねておりますが、遊休農地などが確認されたことと思います。

年とともに、過疎高齢化や担い手不足によりまして、農地の保全が困難になってきている状況ではありますが、引き続き委員の皆様方には、遊休農地等の解消に向けた一層の取り組みをお願いいたします。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますと伴に、本会がスムーズに進行できますよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、座っての進行とさせていただきます。

議 長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。お諮りをいたします。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。それでは指名させていただきます。

「5番委員」さん、「12番委員」さん、ご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

(3 条)

議 長 続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長 座って説明させていただきます。

議案書の1ページと、会議資料の1ページから9ページまでを順次お開き下さい。

「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」です。今回の申請は、1件でございます。

譲渡人が「●●●●●」さんから、譲受人が「●●●●●」さんで、申請地は、「貞光字宮下109番地1・田、面積760㎡」の土地、売買による所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。順次、担当委員さんの意見をお願いいたします。

この申請については、6番委員さんの担当地区となっておりますので、よろしくをお願いします。

6番委員 この申請地について報告いたします。9月14日に事務局と現地確認をしました。

申請地については、会議資料9ページの位置図にありますように、コーナンの前の都市街路をつるぎ高校方面に150m程進みさらに北へ50m程進んだ所ある土地でございます。

申請地の西側に自己所有の農地があり、農機具も大型化し既存の道では通行が不便なため、申請地を買受け、この度、双方の間で売買の話が整ったので申請があがったようです。

権利取得後は、従来通り水稻を植栽する計画となっております。

農地利用でございますので問題はないかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 この申請地につきましてただいま、担当委員より報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することに決定致します。

(5条申請)

議長 続きまして、「日程第2議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページと、会議資料の10ページから23ページを順次お開き下さい。「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。

譲渡人が、「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さんになります。申請地

は、「半田字東久保 880 番地 1・地目は畑・面積 350 m²」の多宝塔・納骨堂の敷地使用に伴う、贈与による所有権移転でございます。

この土地については、農用地区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、生産力の低い、小集団の第 2 種農地で、許可要件は満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この申請地については、私の担当地区となっておりますので、報告いたします。

2 番委員 この申請については、9 月 13 日事務局と現地調査いたしました。
地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。
申請地は、会議資料の 23 ページの位置図にありますように、半田支所より東へ 300m 程進みますと、譲受人の神宮寺があり東隣に申請地がございます。
多宝塔・納骨堂の敷地への転用でございます。
会議資料 11 ページの事業計画書にありますように、近年、当寺の檀家においても墓地管理の困難な人が増えていることに鑑み、多宝塔及び納骨堂を建立することとなったが、檀家にとっては、墓参りや法事等の行事を行うにも、寺院境内にあった方が便利であるので、会議資料 20 ページにありますように境内地の東側に隣接する申請地を譲渡人から寄付を受けて、これに建築するようです。
また、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。

議 長 以上報告を終わりますが、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

委 員 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 号については、承認することに決定致します。「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は承認することに決定致します。

利 用 権

議 長 続きまして「日程第 2 議案第 3 号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。
事務局の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案書の 3 ページ並びに会議資料の 24～26 ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」今回は、新規 1 件でございます。

1 件目、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字田井 444 番地の畑、265 m²、を使用貸借権 1 年の新規設定です。作目は野菜です。

場所は、26 ページにありますように、半田の田井にあります半田スーパーを西へ 190m 程進んだ先に貸付人宅がありその西側にある農地です。

以上、新規 1 件、合計 265 m²でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。
只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、日程第2・議案第4号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

(その他)

議 長 次に、「日程第3 その他」について、議題といたします。

事務局長 事務局方から何点か事務連絡をさせていただきます。

1. 報酬について
2. 農業委員の活動実績四半期報告用紙について
3. 7月豪雨災害義援金の報告

議 長 事務局の説明が終わりましたが、只今事務局から説明のありました件について、ご意見等ございませんか。

各 委 員 異議なし

議 長 これで本日の議題はすべて終了致しました。長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。
以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終 了 午後13時50分

平成30年9月25日

つるぎ町農業委員会 会長 坂 本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 5 番委員
議事録署名者 12 版委員